

# 日豪EPA原産地規則について

～自己申告制度を中心に～



2015年1月  
財務省関税局・税関

## I. 原産地規則の概要

## II. 自己申告制度について

## III. その他

# I. EPA税率適用のための条件

## 3つの条件

### ①EPA税率

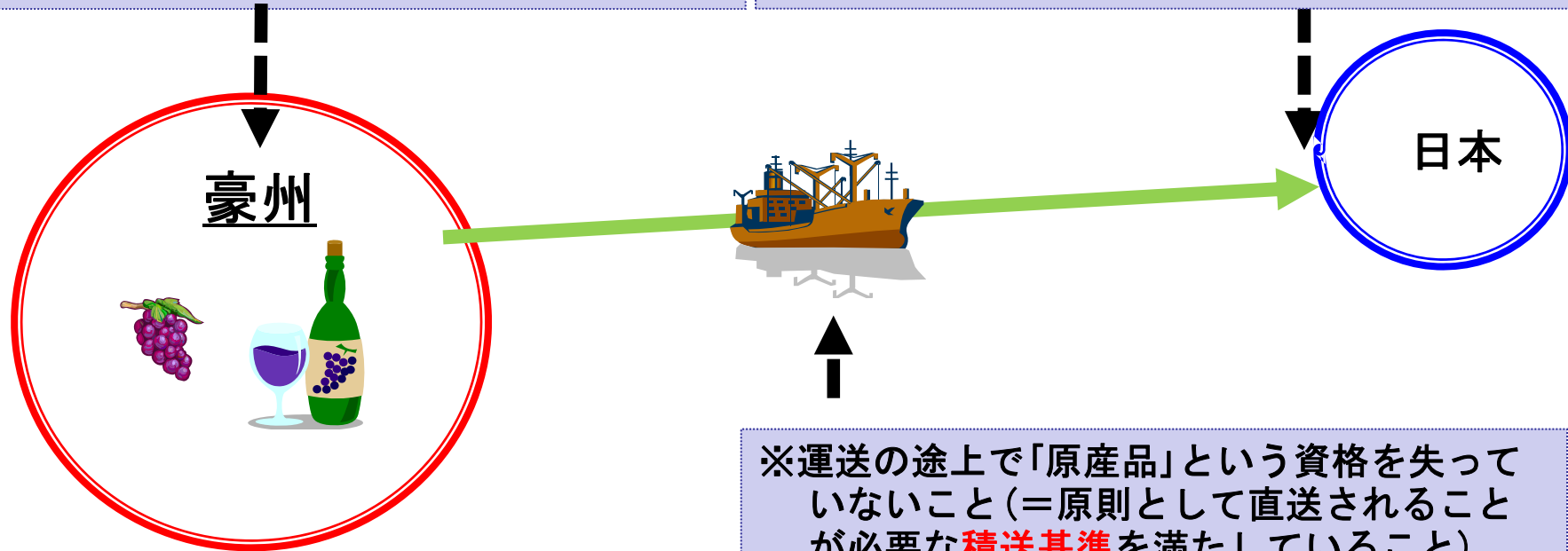
輸出入される産品に関し、**EPA税率が設定**されていること

### ②原産地基準

生産された貨物が、「原産品」であると認められること(=**原産地基準**を満たしていること)

### ③手続的要件

税関に対して、**原産地証明書**又は**原産品申告書等**及び(必要に応じ)運送要件証明書を提出するなど、**必要な手続**を行うこと



※運送の途上で「原産品」という資格を失っていないこと(=原則として直送されることが必要な**積送基準**を満たしていること)

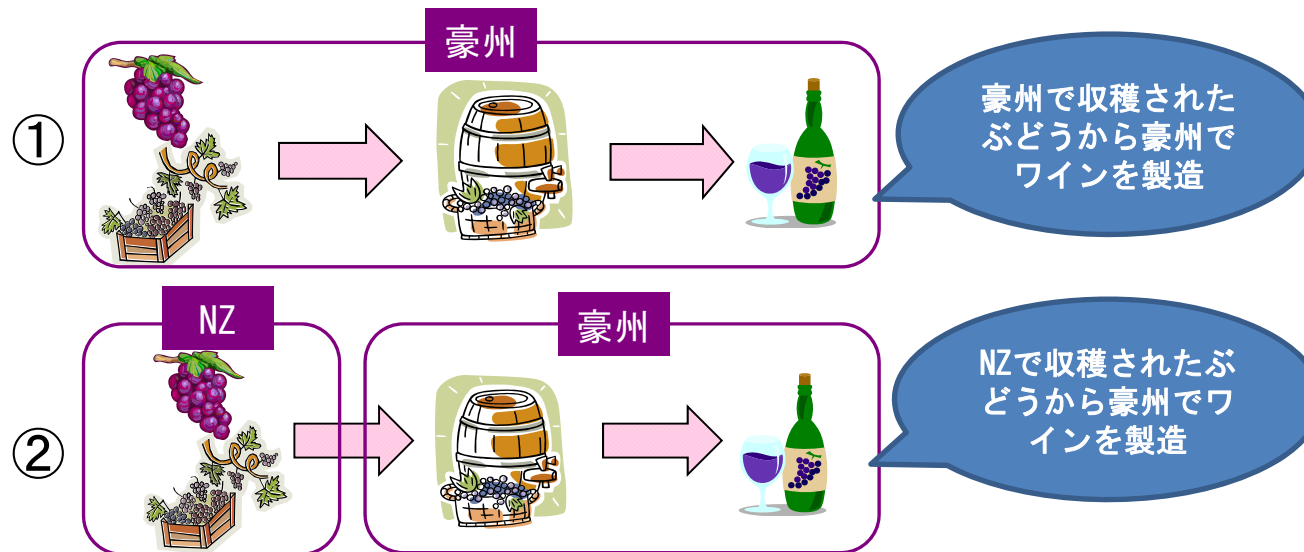
# I. 原産地規則とは

○EPA税率は、EPA相手国の原産品に対してのみ適用される。

○原産地規則とは、EPA税率の適用のため、原産地(物品の「国籍」)を決定するためのルール。

○原産地規則により、EPA相手国ではない第三国の産品が、EPA相手国の産品であると称して輸入されること(いわゆる迂回輸入)を防ぐことができる。

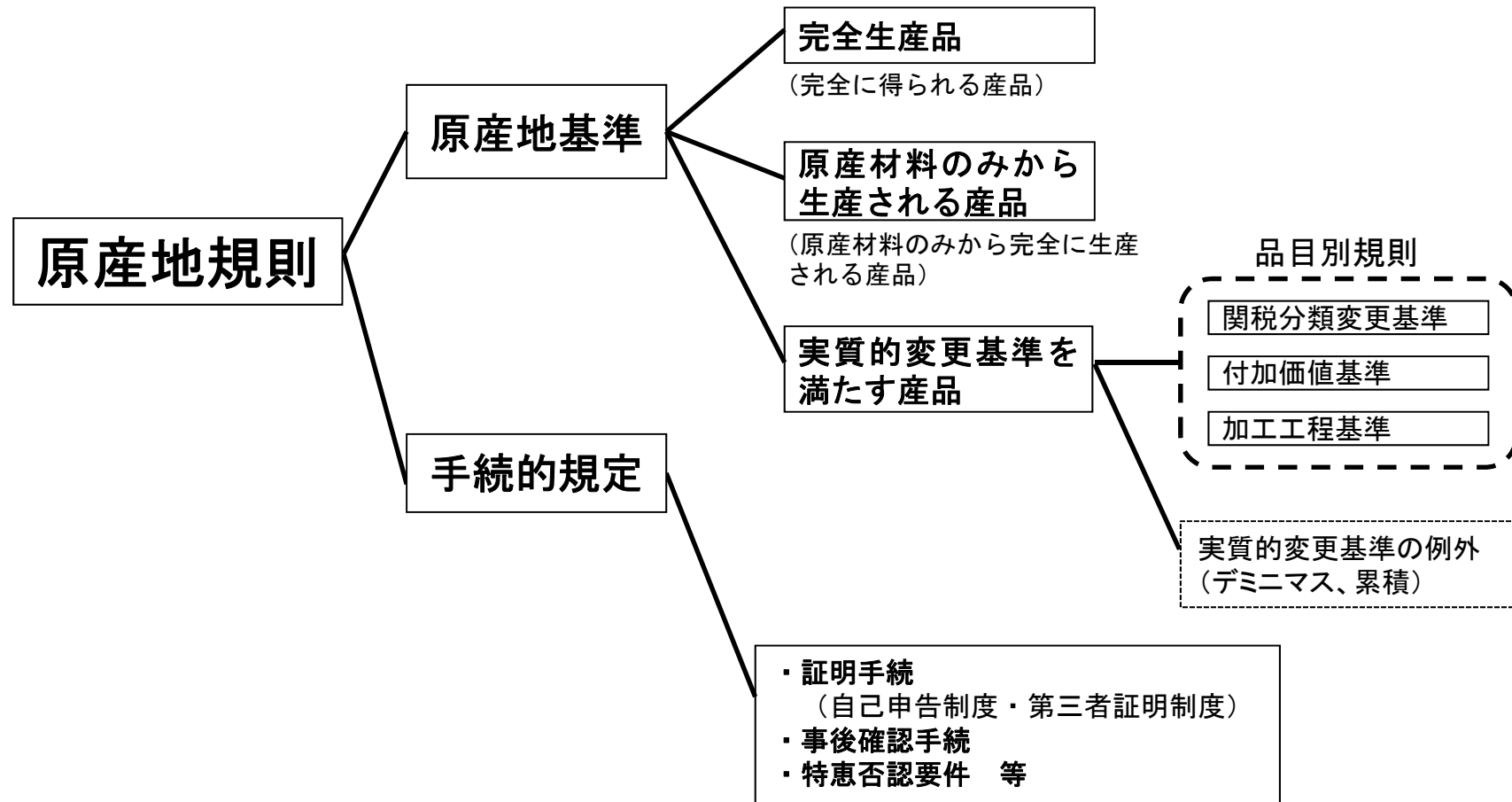
(例)豪州で製造するワイン



※日豪EPAにおいては、上記①の場合にのみ豪州の原産品と認められる旨が規定されている。

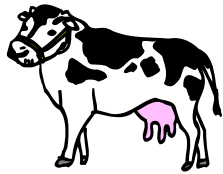
# I. 日豪EPA原産地規則の構成

○原産地規則は、大きく、①原産地基準及び②手続的規定の2つから構成されている。



(注)最終製品が輸出国から直送されること等を定める積送基準もある。

# I. 完全生産品



(例) 生きている動物であって、当該締約国の区域内において生まれ、かつ、生育されたもの  
(家畜等)



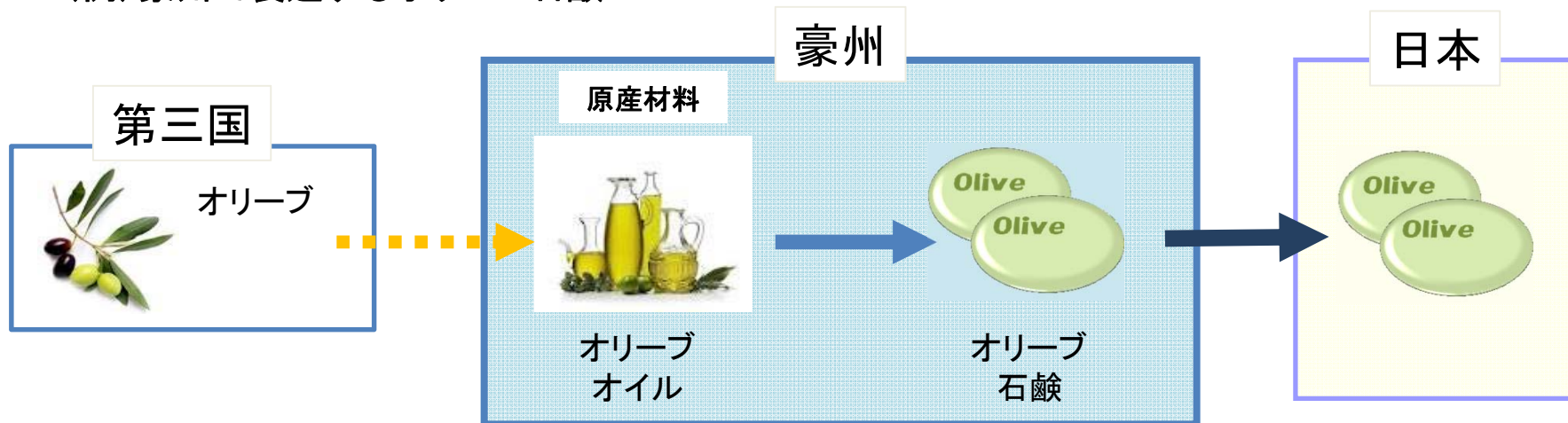
(例) 当該締約国の区域内から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質  
(原油等)

## 原産材料のみからなる産品

○ 締約国(豪州又は日本)の原産材料のみから、当該締約国において完全に生産される産品のことをいう。

○ 生産に使用された材料はすべて原産材料であるため、外見上は一か国で生産・製造が完結しているように見えるが、材料を遡れば第三国の材料(非原産材料)を使用しているもの。

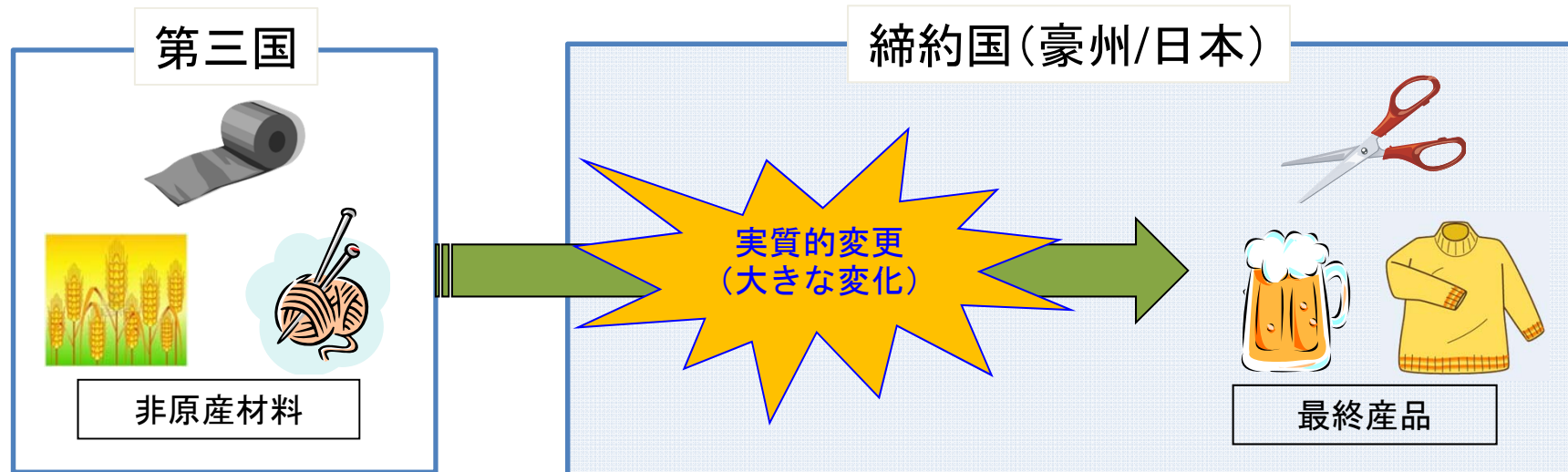
(例) 豪州で製造するオリーブ石鹸



# I. 実質的変更基準を満たす産品

○非原産材料を使用しているも、締約国における加工等の結果として、当該材料に実質的な変更があった場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。

※実質的変更基準を満たす産品のイメージ



## 【実質的変更基準の3類型】

- ①関税分類変更基準：非原産材料と最終産品との間に特定の関税分類番号変更があること。
- ②付加価値基準：産品に一定以上の付加価値を付与すること。
- ③加工工程基準：産品に特定の加工がなされること。

# I. 関税分類変更基準

○タイ原産のオリーブ(7類)から豪州においてオリーブオイルを製造。

○この場合、非原産材料(オリーブ)と最終製品のオリーブオイルの関税分類番号に特定の変化があることから、オリーブオイルは実質的変更基準を満たし、豪州の原産品と認められる。

(注)オリーブオイル(15類)の品目別規則  
類の変更(HS2桁レベルでの変更)



※関税分類番号は世界税関機構のHS条約(商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約)に基づく。商品毎に類(2桁で97)・項(4桁で1223)・号(6桁で5204)のHS番号が設定されている。



# I. 付加価値基準

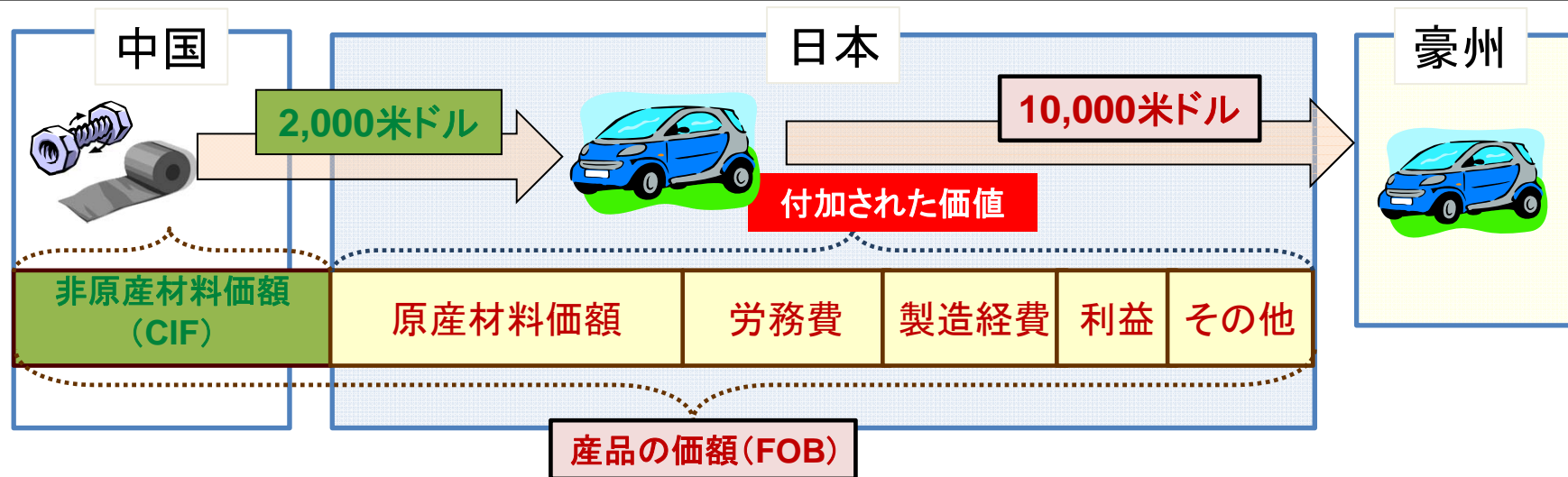
○材料である車体の鉄鋼製品等を中国より輸入し、日本において乗用自動車を製造。

○この場合、日本における製造において、付加された価値(8,000米ドル)が、製品全体の価額(10,000米ドル)に対して40%以上であることから、乗用自動車は実質的変更基準を満たし、日本の原産品と認められる。

(注1) 乗用自動車(8703項)の品目別規則

製造国において付加された価値(原産資格割合)が製品全体の価額に対して40%以上であり、当該製品の最終工程が輸出締約国において行われたもの(※関税分類変更基準(項変更基準)との選択制となっている。)

(注2) 原産資格割合 = (製品の価額 - 使用された非原産材料価額の合計) / 製品の価額



$$\text{原産資格割合} = \frac{10,000\text{米ドル} - 2,000\text{米ドル}}{10,000\text{米ドル}} = 80\% \geq 40\%$$

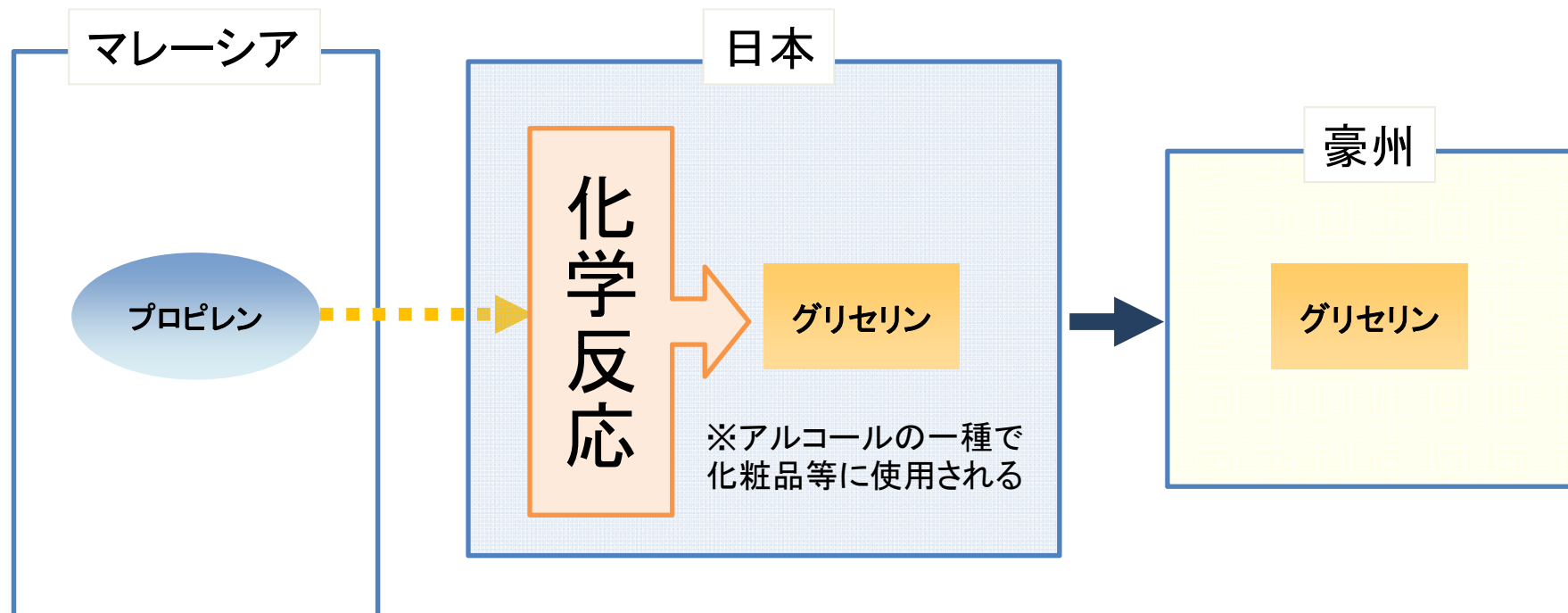
# I. 加工工程基準

○材料であるプロピレンをマレーシアより輸入し、日本においてグリセリンを製造。

○この場合、日本における製造において、使用された非原産材料に対して化学反応が施されていることから、グリセリンは実質的変更基準を満たし、日本の原産品と認められる。

(注)グリセリン(2905.45号)の品目別規則(※号変更基準との選択制となっている。)

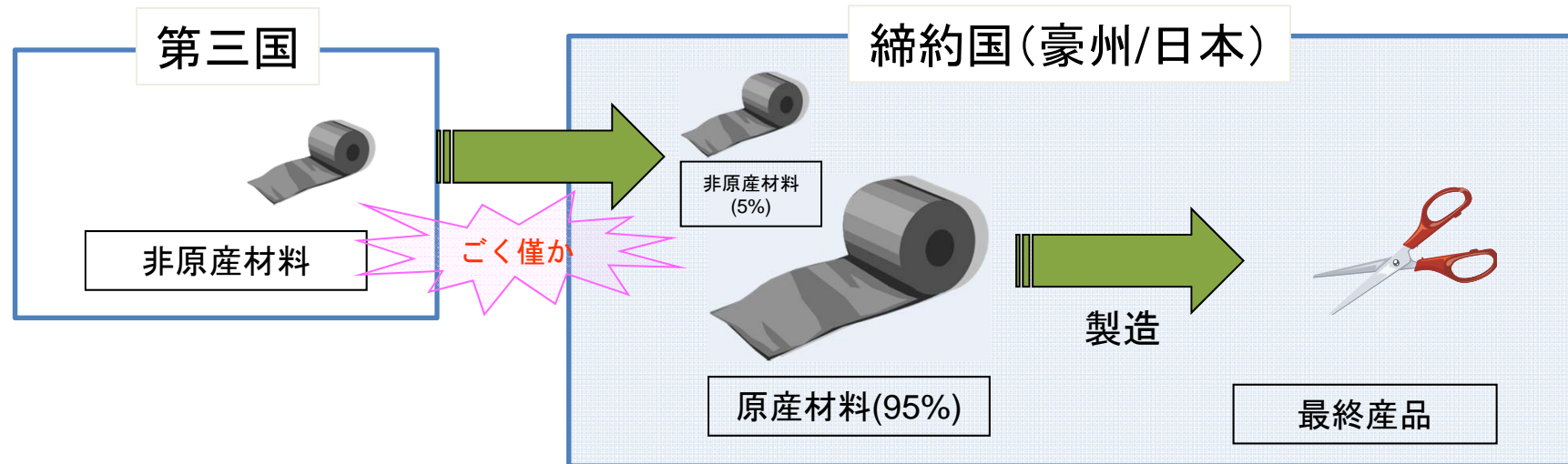
製造国において化学反応の工程(新たな構造の分子を生ずること)を経ていること



# I. デミニマス(僅少の原則)

○非原産材料を使用しているも、その使用がわずかな場合には、その産品を締約国の原産品と認めるもの。

※デミニマスのイメージ

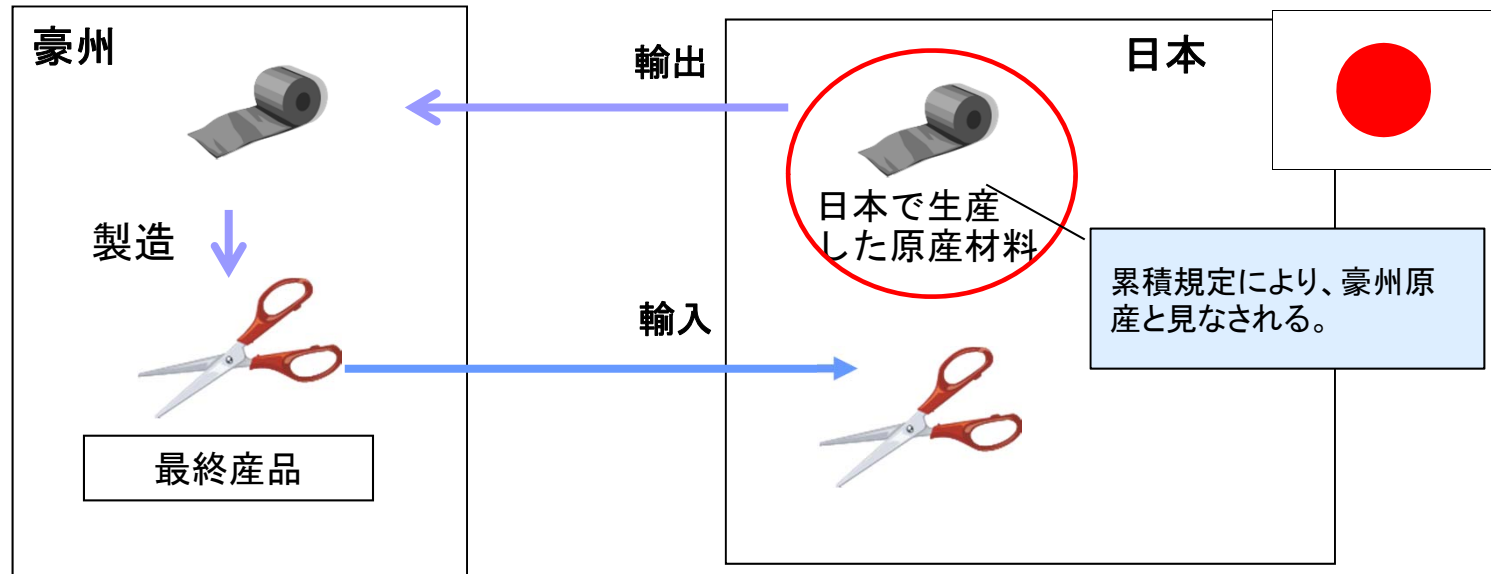


## 【デミニマスの基準】

- 第1類～第24類：当該産品のFOB価額の10%以下、かつ、当該非原産材料が産品と異なる号に掲げられる場合(協定第3.4条4)
- 第25類～第49類、第64類～第97類：当該産品のFOB価額の10%以下(協定第3.4条3(a))
- 第50類～第63類：当該産品の総重量の10%以下(協定第3.4条3(b))

# I. 累積

○相手国の原産品や生産行為を自国の原産材料や生産行為とみなし、製品の原産性の判断に算入するもの。



## 【関連規定】

○協定第3. 6条

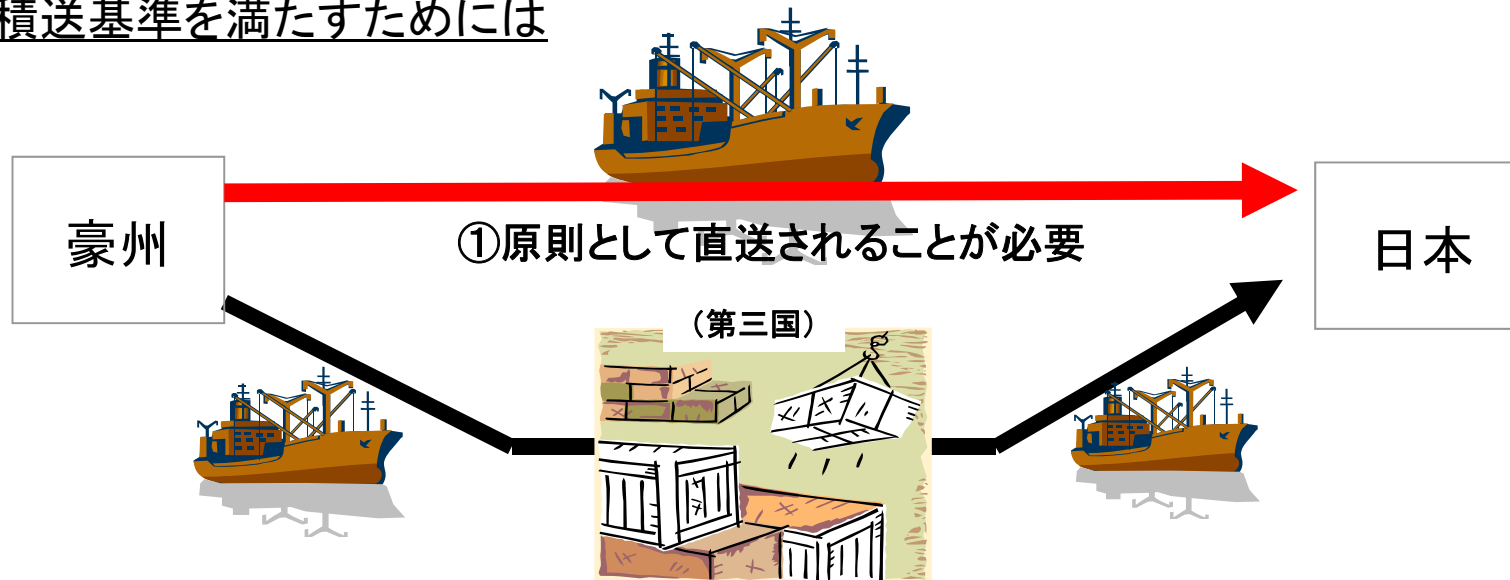
産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

# I. 直送要件

○輸出国の原産品が輸入国に到着するまでに、原産品としての資格を失っていないかどうかを判断する基準であり、以下に該当した場合は原産品とはみなされない。

- ・輸出締約国の区域外において、引き続き生産その他の作業(積卸し、蔵置、産品を良好な状態に保存するための作業等を除く)が行われる場合
- ・産品が第三国にある間、当該産品が当該第三国の税関管理下に置かれていない場合

※ 積送基準を満たすためには

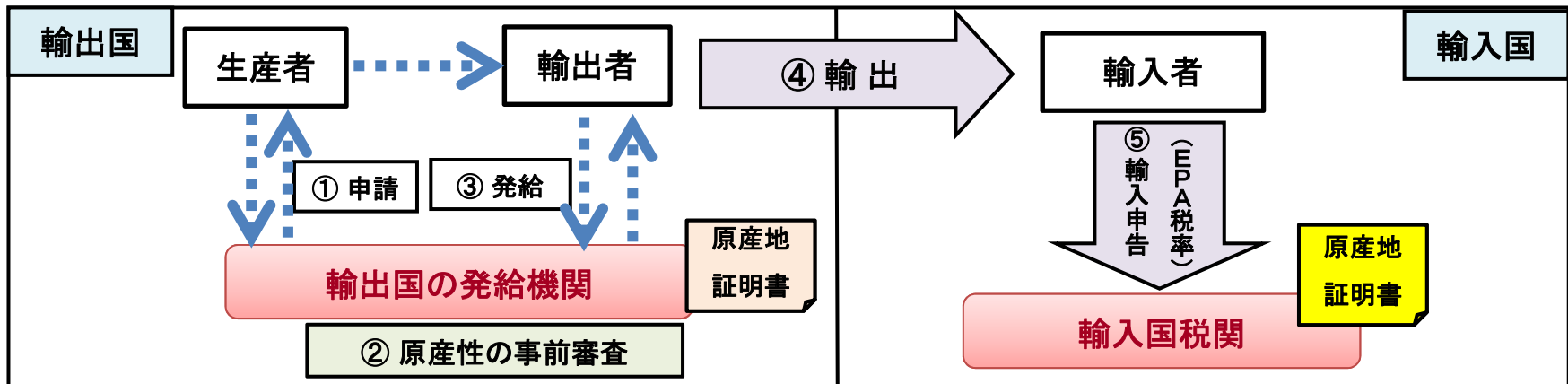


②第三国を経由する場合は、税関の管理下において、積替え、一時蔵置及び産品に実質的な変更を加えない程度の作業のみが許容される。

# I . 証明手続

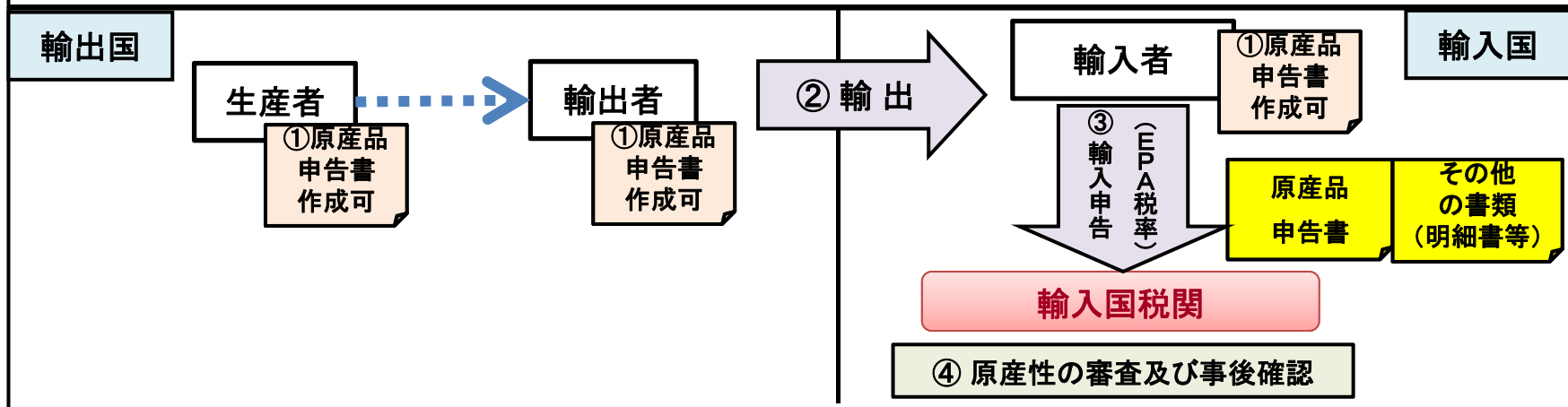
- ◆ 輸出者又は生産者による申請により、輸出国の発給機関(日本においては日本商工会議所)が原産地証明書を発給。
- ◆ 貨物の輸出前に輸出国の発給機関が事前に審査を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産地証明書を輸入国税関に提出。

第三者証明制度



- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者は原産品申告書の作成が可能。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告する際に原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類(「その他の書類(明細書等)」)を輸入国税関に提出。
- ◆ 輸入国税関が輸入通関時の審査及び輸入の許可後の事後確認を行うことによりEPA税率の適正な適用を確保。

自己申告制度



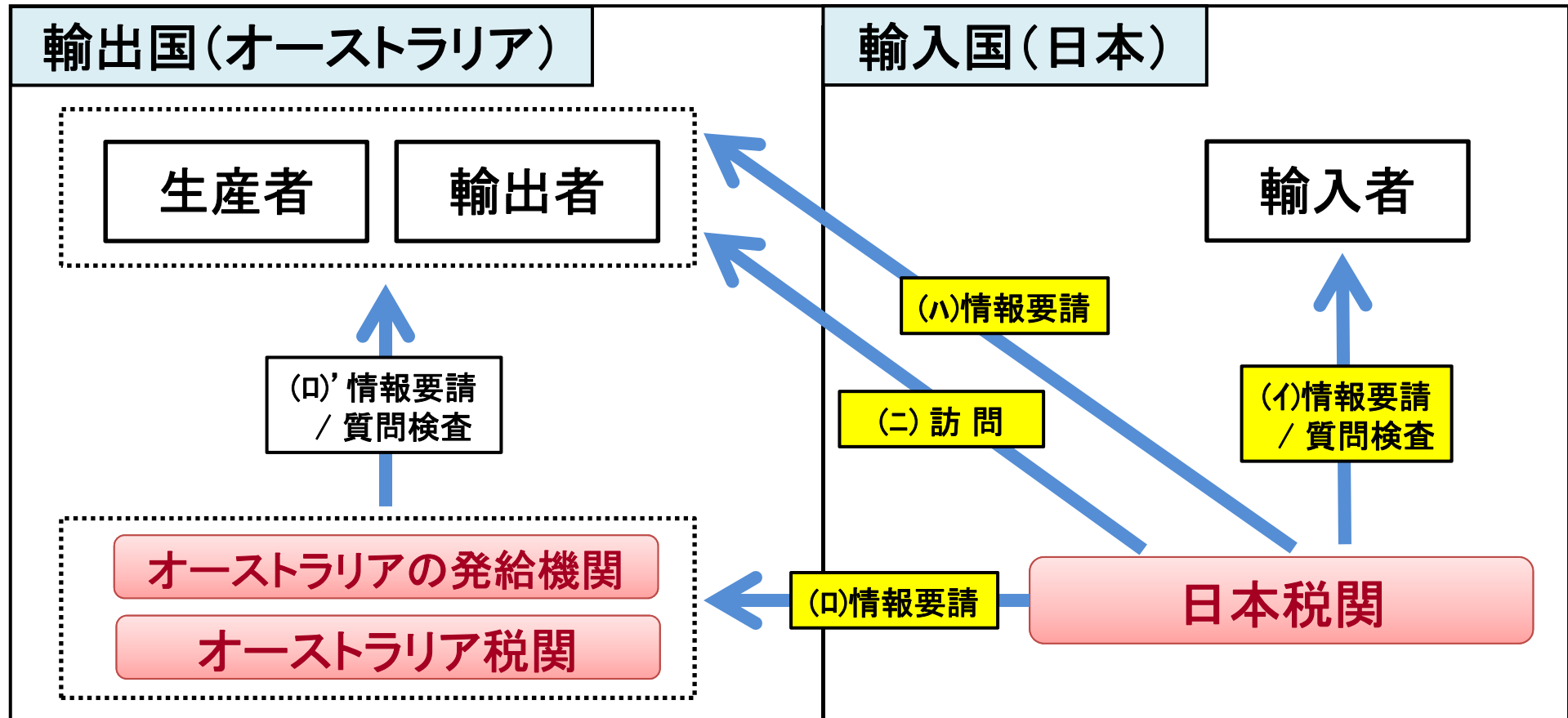
# I . 日本のEPAにおける証明手続

E P A	発効時期	第三者証明 制度	認定輸出者 証明制度	自己申告制度
日シンガポール	2002年11月	○	-	-
日メキシコ	2005年4月	○	-	-
(改正)	2012年4月	○	○	-
日マレーシア	2006年7月	○	-	-
日チリ	2007年9月	○	-	-
日タイ	2007年11月	○	-	-
日インドネシア	2008年7月	○	-	-
日ブルネイ	2008年7月	○	-	-
日アセアン	2008年12月	○	-	-
日フィリピン	2008年12月	○	-	-
日スイス	2009年9月	○	○	-
日ベトナム	2009年10月	○	-	-
日インド	2011年8月	○	-	-
日ペルー	2012年3月	○	○	-
日オーストラリア	2015年1月	○	-	○

新規導入

# I. 事後確認手続等

- (イ) 輸入者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請/質問検査。
  - (ロ) 輸出締約国の発給機関又は税関当局に対し、原産性の事後確認のための情報を要請。
  - (ハ) 輸出者や生産者に対し、貨物が原産品であることを示す情報を要請。
  - (ニ) 輸出者や生産者の施設に原産性の事後確認のための訪問を実施。
- (注) 上記(イ)~(ニ)までの事後確認手続に優先順位はない。
- ◆ 輸入者、輸出者又は生産者が十分な情報を提供しない場合等はEPA税率の適用を否認。





# 目次

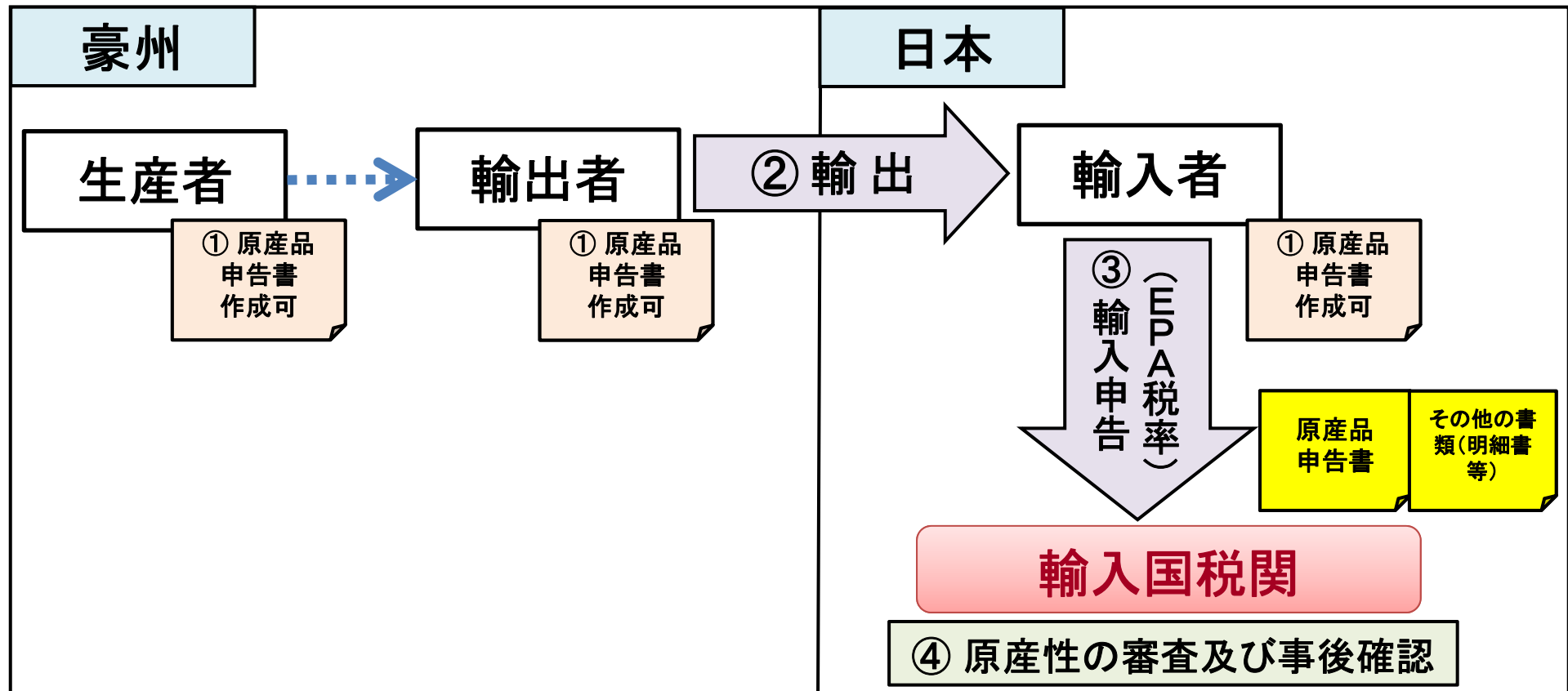
I. 原産地規則の概要

II. 自己申告制度について

III. その他

## Ⅱ. 自己申告制度(日本での輸入面:概要)

- ◆ 日豪EPAにおいて初めて採用。
- ◆ 輸出者、生産者又は輸入者は原産品申告書の作成が可能。
- ◆ 輸入者は、EPA税率を適用して輸入申告をする際に原産品申告書のほか、原産品であることを明らかにする書類(「その他の書類(明細書等)」)を日本税関に提出。
- ◆ 従来の第三者証明制度も利用可能。

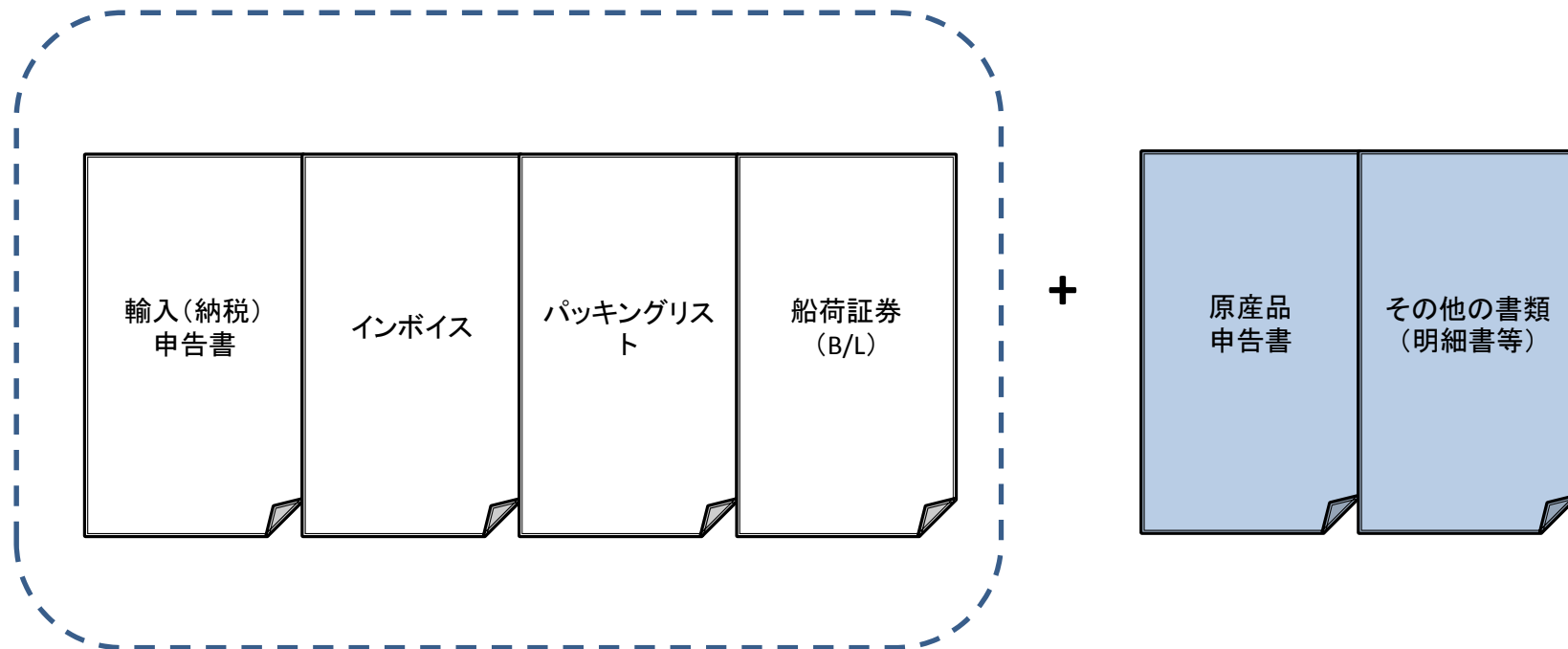


(参考)原産品申告書は、①自己の保有する原産性を明らかにするための資料、又は②輸出者や生産者が作成する原産品であることの誓約書に基づき作成。

## Ⅱ. 日本での輸入面：通関時提出書類

- ◆ 通常の輸入申告書類に加え、原則として、原産品申告書及び明細書等の提出が必要。
- ◆ NACCSを利用して電子的に提出が可能(原産品申告書及び明細書等の原本の提出は不要)。
- ◆ 原産品申告書及び明細書については、税関様式として指定。

※輸入申告(EPA税率の要求)書類のイメージ



## Ⅱ. 原産品申告書の記載要領(日本での輸入面)

- ◆ 輸入者が作成する場合には日本語での作成が可能。
- ◆ 通関業者が作成することも可能。
- ◆ 課税価格の総額が20万円以下の場合、原産品申告書の提出を省略することができる。

<原産品申告書の記載例>

税関様式C第5292号

### 原産品申告書

(経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)

1. 輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所 オーストラリアワイン株式会社 ○○○ Burgess Crescent Belhus WA 6000			
No.	2. 商品の概要 品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合)	3. 関税分類 番号(6桁、HS 2012)	4. 適用する原産性の基準(WO、PE、PSR) 適用するその他の原産性の基準(DMI、ACU)
1	ワイン(750ml) 1,000カートン、4,500L、AB No.1-1000 仕入書番号・日付: No. AB00001、2015.12.1 B/L(船荷証券): No. AB00001	第2204.21号	PSR
5. その他の特記事項 <input type="checkbox"/> 第三国インボイス			

6. 以上のとおり、2.に記載する商品は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づくオーストラリアの原産品であることを申告します。

作成年月日 2015.12.5

作成者の氏名又は名称 税関商事(株) 印又は署名

作成者の住所又は居所 東京都江東区青海2-7-11

代理人の氏名又は名称 財務ロジスティクス(株) 印又は署名

代理人の住所又は居所 東京都千代田区豊が岡3-1-1



本原産品申告書の作成者 (  輸入者、  輸出者、  生産者 )

※WO: 完全生産品、PE: 原産材料のみから生産される商品、PSR: 実質的変更基準を満たす商品、DMI: 僅少の非原産材料、ACU: 累積

### (1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・商品の概要(品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報(判明している場合))
- ・関税分類番号(6桁、HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名(電子的な署名も可)

### (2) 様式、使用言語等

- ・税関様式C-5292を使用。(任意の様式の使用も可)
- ・日本語又は英語により作成。
- ・1回の輸入に適用。

## Ⅱ. 明細書等の記載・提出要領(日本での輸入面)

- ◆ 明細書は輸入者が作成(通関業者が作成することも可能)。
- ◆ 以下の場合には、明細書等の提出を省略することができる。
  - ① 文書による事前教示を取得している場合
  - ② 一次産品(鉱物等)であって、インボイス等の通関関係書類により、豪州の完全生産品であることが確認できる場合
  - ③ 課税価格の総額が20万円以下の場合

<原産品申告明細書の記載例>

税関様式C第5293号

原産品申告明細書 (経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定)	
1. 仕入書の番号及び日付 No. AB00001 2015. 12. 1	3. 産品の関税分類番号 第 2204. 21 号
2. 原産品申告書における産品の番号 [1]	
4. 適用する原産性の基準 <input type="checkbox"/> WO <input type="checkbox"/> PE <input checked="" type="checkbox"/> PSR ( <input checked="" type="checkbox"/> CTC・ <input type="checkbox"/> VA・ <input type="checkbox"/> SP・ <input type="checkbox"/> DMI・ <input type="checkbox"/> ACU)	
5. 上記4で適用した原産性の基準を満たすことの説明 <原材料> ①ぶどう (カベルネソービニオン) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの(原産材料) ②ぶどう (メルロー) (第 08.06 項): 豪州ビクトリア州〇〇農場で収穫したもの(原産材料) ③ぶどう (シラー) (第 08.06 項): 豪州クイーンズランド州〇〇農場で収穫したもの(原産材料) ④酸化防止剤 (第 28.32 項): 米国より輸入したもの(非原産材料) <製造工程> 豪州△△にある輸出者の工場において、上記原材料を用いて、醸造、瓶詰め等の製造工程を経て、本品を製造する。 非原産材料を使用し生産された本品が満たすべき品目別規則(第 2204.21 号)は、「類変更(第 8 類及び第 20 類の材料からの変更を除く。)」である。本品は、上記原材料から上記製造工程を経て生産しており、上記品目別規則を満たすことから豪州の原産品である。 上記事実とは別添の総卸品表(材料一覧表)によって確認することができる。	
6. 上記5. の説明に係る証拠書類の保有者 <input type="checkbox"/> 生産者、 <input type="checkbox"/> 輸出者、 <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者	
7. その他の特記事項	
8. 作成者 氏名又は名称及び住所又は居所 印又は署名 税関商事(株) 東京都江東区青海 2-7-11 (代理人の氏名又は名称及び住所又は居所) 印又は署名 財務ロジスティクス(株) 東京都千代田区豊が関 3-1-1 作成 2015 年 12 月 5 日	

### (1) 記載事項

- ・仕入書の番号及び日付
- ・原産品申告書における産品の番号
- ・産品の関税分類番号(HS2012年版)
- ・適用する原産性の基準
- ・適用した原産性の基準を満たすことの説明

→次頁参照

- ・当該説明に係る証拠書類の保有者等
- ・明細書の作成者の情報と共に、当該者の印又は署名(電子的な署名も可)

### (2) 様式及び使用言語

- ・税関様式C-5293を使用。
- ・日本語により作成。

財務ロジ  
スティクス

(規格A4)

## Ⅱ. 明細書等の具体的記載・提出要領

- ◆ 明細書中の「適用した原産性の基準を満たすことの説明」は、輸入される貨物や使用される原産地基準によって異なるが、以下のような資料に基づいて原産性を満たしている事実を記載し、関係書類を添付する。

### 【完全生産品の場合】

産品が豪州において完全に得られた産品であることを確認できる契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

### 【原産材料のみから生産された産品の場合】

すべての一次材料(※)が豪州の原産品であることが確認できる契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書等

(※)一次材料：産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く

### 【実質的変更基準を満たす産品の場合】

#### イ. 関税分類変更基準を適用する場合

すべての非原産材料の関税率表番号が確認できる総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等

#### ロ. 付加価値基準を適用する場合

産品のFOB価額とすべての非原産（一次）材料のCIF価額による計算式によって特定の付加価値を付けていることが確認できる製造原価計算書、仕入書、伝票、請求書、支払記録等

#### ハ. 加工工程基準を適用する場合

当該基準に特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できる契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

<原産品申告明細書に添付すべき書類の例>

### 総部品表（材料一覧表）

品名：ワイン（750ml）

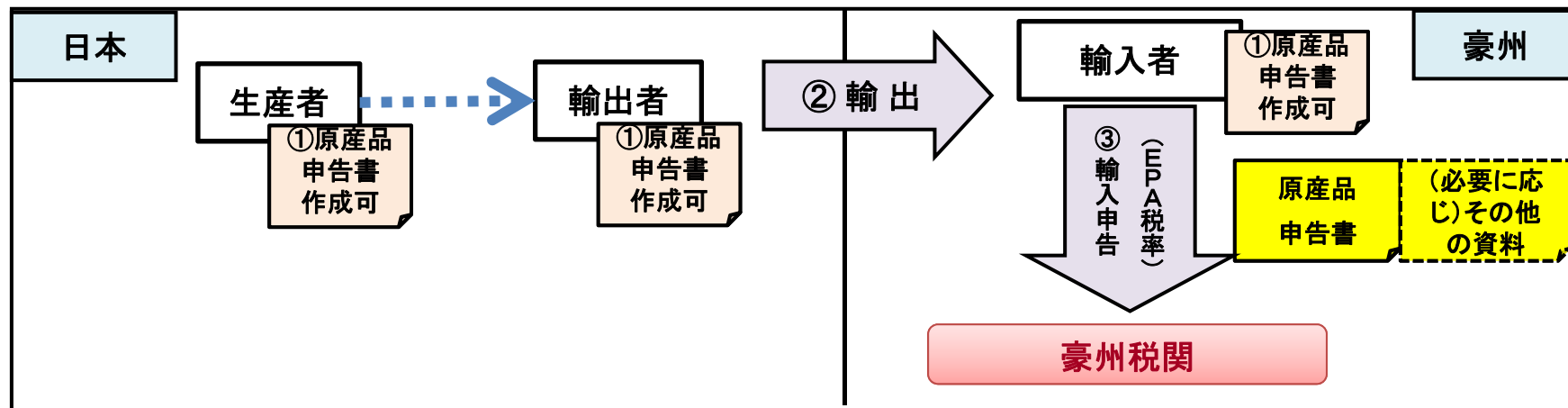
品番：〇〇〇

	材料名	産地	HS Code	価格	備考
1	ぶどう (カベルネソービニオン)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
2	ぶどう (メルロー)	豪州 (ビクトリア州)	08.06		
3	ぶどう (シラー)	豪州 (クイーンズランド州)	08.06		
4	酸化防止剤	米国	28.32		
	合 計				

## Ⅱ. 自己申告制度（日本からの輸出面）

- ◆ 輸出者又は生産者は、我が国から輸出しようとする産品が原産品であることを示す輸出者又は生産者が有する情報に基づいて、原産品申告書を作成できる。  
(注)輸出者は生産者の作成した誓約書(電子媒体可)に基づき原産品申告書を作成することも可能。
- ◆ 豪州税関当局は輸入通関時に原産品申告書に加え、EPA税率の適正な適用の確保のため、必要に応じてその他の資料の提出を求めることができる。
- ◆ 豪州税関においても事前教示制度が導入されている。豪州での具体的な輸入通関手続については、豪州税関ウェブサイト等を参照。

※日本から輸出する場合



※豪州税関ウェブサイト

<http://www.customs.gov.au/>

## Ⅱ. 原産品申告書の作成者（日本からの輸出面）

- ◆ 輸入の場合と同じく、輸出者、生産者、輸入者のいずれかが作成可能。
- ◆ 英語で作成する必要がある。

Origin Certification Document  
(Australia-Japan Economic Partnership Agreement)

1. Exporter's or Producer's Name and Address			
No.	2. Description of goods Description of good(s) including number and kind of packages; marks and numbers on packages; weight (gross or net weight), quantity (quantity unit) or other measurements (litres, m <sup>3</sup> , etc.); invoice number(s) and date(s), or sufficient details to identify the consignment.	3. Harmonised System tariff classification number (HS 6 digit) of goods	4. Preference criteria (WO, PE, PSR); and Other (de minimis, accumulation), if applicable
5. Other (any other applicable origin criteria or other indication)			
<input type="checkbox"/> Non-party invoice			
6. Certification			
I, the undersigned, declare that the good(s) described in Box 2 meet(s) all the relevant requirements of Chapter 3 of the Agreement between Australia and Japan for an Economic Partnership and is/are (an) originating good(s) under the Agreement.			
Date _____			
Name _____ (signature or stamp)			
Address _____			
Please tick a box to indicate who has completed this origin certification document:			
<input type="checkbox"/> Importer <input type="checkbox"/> Exporter <input type="checkbox"/> Producer			

### (1) 必要的記載事項

- ・輸出者又は生産者の氏名又は名称及び住所
- ・製品の概要（品名、包装の個数及び種類、包装の記号及び番号、重量及び数量、仕入書の番号及び日付並びに積送される貨物を確認するための情報（判明している場合））
- ・関税分類番号（6桁、HS2012年版）
- ・適用する原産性の基準、適用するその他の原産性の基準
- ・本原産品申告書の作成者の情報と共に、印又は署名（電子的な署名も可）

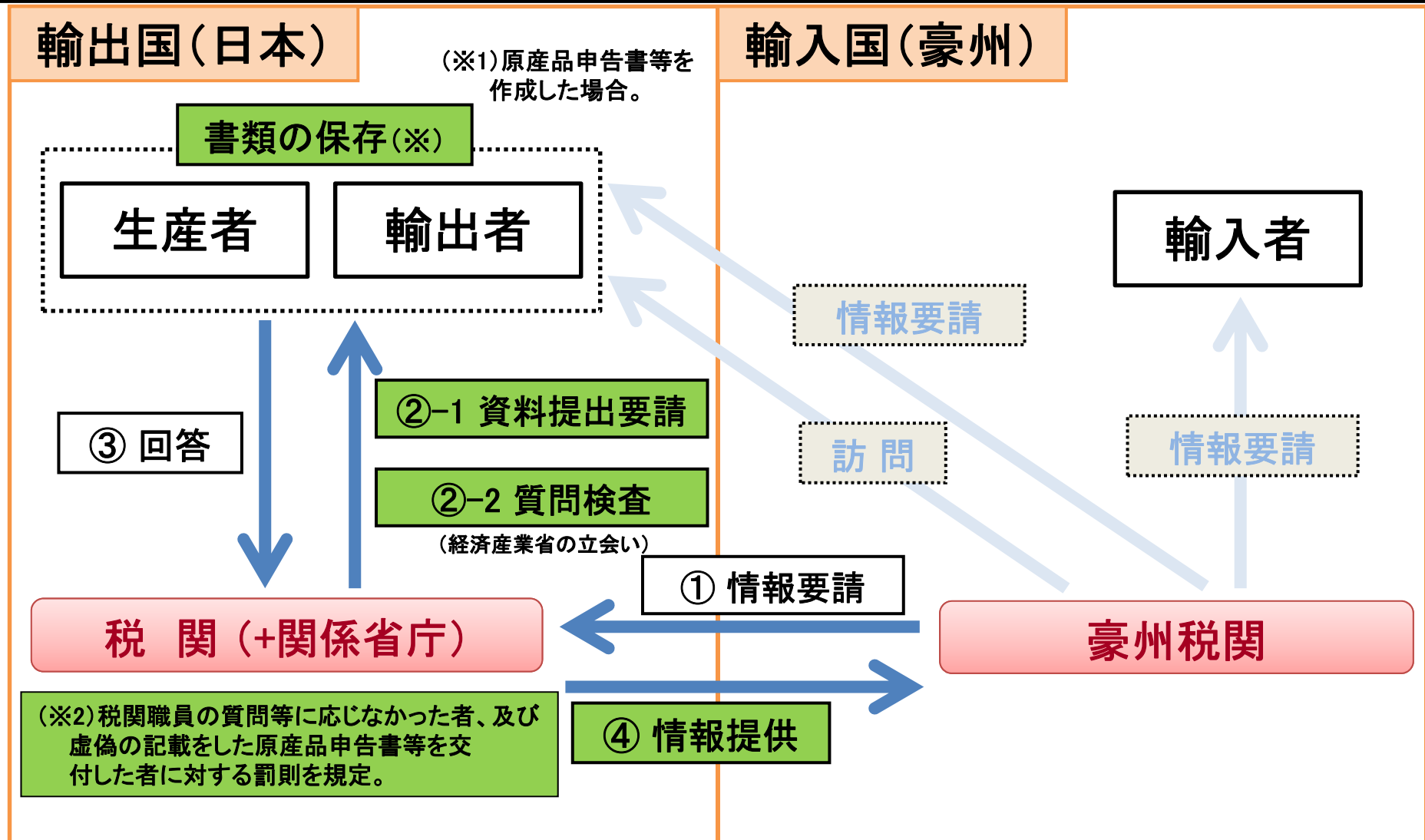
### (2) 様式及び使用言語

- ・豪州税関の指定するフォームを使用（任意の様式の使用も可）。
- ・英語により作成。



## Ⅱ. 事後確認手続（日本からの輸出面）

◆ 豪州税関が貨物の原産性に疑義を持った際には、我が国の輸出者・生産者に対して事後確認手続がなされることがある。



※豪州税関からの要請に対応しない場合等は特惠否認されるおそれがある。

## Ⅱ. 輸出企業の保護に関する規定

### 《日豪経済連携協定》

- ◆ 提供された情報の秘密を保持する。(協定第1.7条1、第3.25条)
- ◆ 特定の企業の正当な商業上の利益を害することとなる情報の提供を要求するものではない。(協定第1.7条2)
- ◆ 検証はEPA税率の適正な適用を確保するために実施。(協定第3.21条)
- ◆ 情報提供要請等の手続は外交ルートを通じて行うこととされており、必ず政府が関与できることとなっている。(実施取極第2.6条1、2)
- ◆ 仮に協定上の権利の濫用があった場合には、原産地規則に関する小委員会や二国間協議、仲裁裁判手続において取り上げることができる。(協定第3.28条2、第19.4条1、第19.6条1)

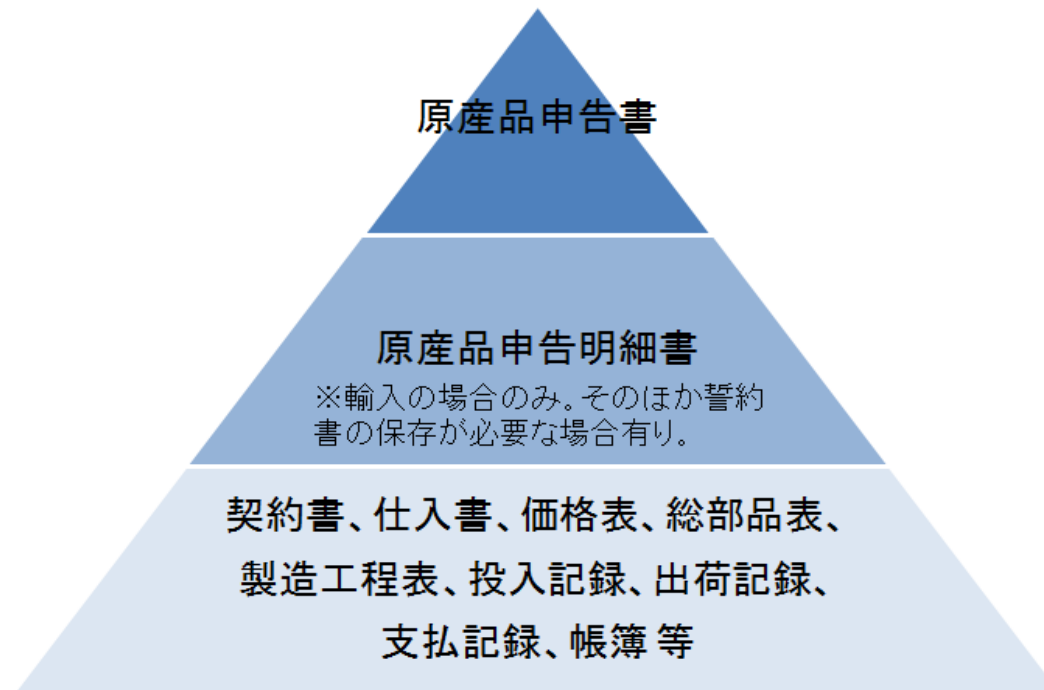
### 《法律》(日豪経済連携協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律)

- ◆ 豪州において、我が国が行う情報提供に相当する情報提供がなされない場合、秘密の保持が担保されていない場合、目的外で使用されるおそれがある場合、我が国の利益を害するおそれがある場合、原産品申告書等を作成した企業の同意がない場合には、情報提供を行わない。(法第3条第1項)
- ◆ 情報提供要請があった場合には経済産業大臣に通知し、情報提供に際しては経済産業大臣と協議し同意を得ることが必要。また、経済産業省職員の質問検査への立会いや関係大臣との協力が認められている。(法第3条第2項及び第3項、第5条第2項、第6条)

## Ⅱ. 書類の保存(輸出入両面)

- ◆ 原産品申告書等を作成した者は、関係書類を原則として5年間(※)保存する必要がある。  
※輸入 - 許可の翌日から5年間、輸出 - 作成の日から5年間
- ◆ 保存書類は原産品申告書のほか、申告内容に応じて事業者自身が原産性を判断し、原産品申告書を作成するに際して用いた契約書、仕入書、価格表、総部品表又は製造工程表等。

保存書類のイメージ



※日本への輸入の場合には、輸入申告の際に税関へ提出した書類を除く。

## Ⅱ. 「自己申告制度」ご利用の手引き

- ◆ 自己申告制度の円滑な利用、活用のため、日本税関ウェブサイトには**日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き**を公表中。
- ◆ 日本税関ウェブサイト (<http://www.customs.go.jp>)

### 日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き

#### I. 日豪EPA原産地規則

1. 概要
  2. 原産地基準について
  3. 原産地手続について
  4. 積送基準について
  5. 事後確認について
2. 日本からの輸出面
    - (1) 概要
    - (2) 原産品申告書等の作成方法
    - (3) 書類の保存
    - (4) 豪州税関による原産性の確認への対応
    - (5) 実際の輸出に即した書類作成例

#### II. 自己申告制度の利用

1. 日本での輸入面
  - (1) 概要
  - (2) 輸入申告の方法
  - (3) 原産品申告書の作成方法
  - (4) 原産品であることを明らかにする書類  
(明細書等)の作成方法
  - (5) 書類の保存
  - (6) 実際の輸入に即した書類作成例

#### III. FAQ

1. 総論
2. 日本での輸入面
3. 日本からの輸出面

#### IV. 関連協定・法令等

1. 協定
2. 法律
3. 政令
4. 通達(様式含む)

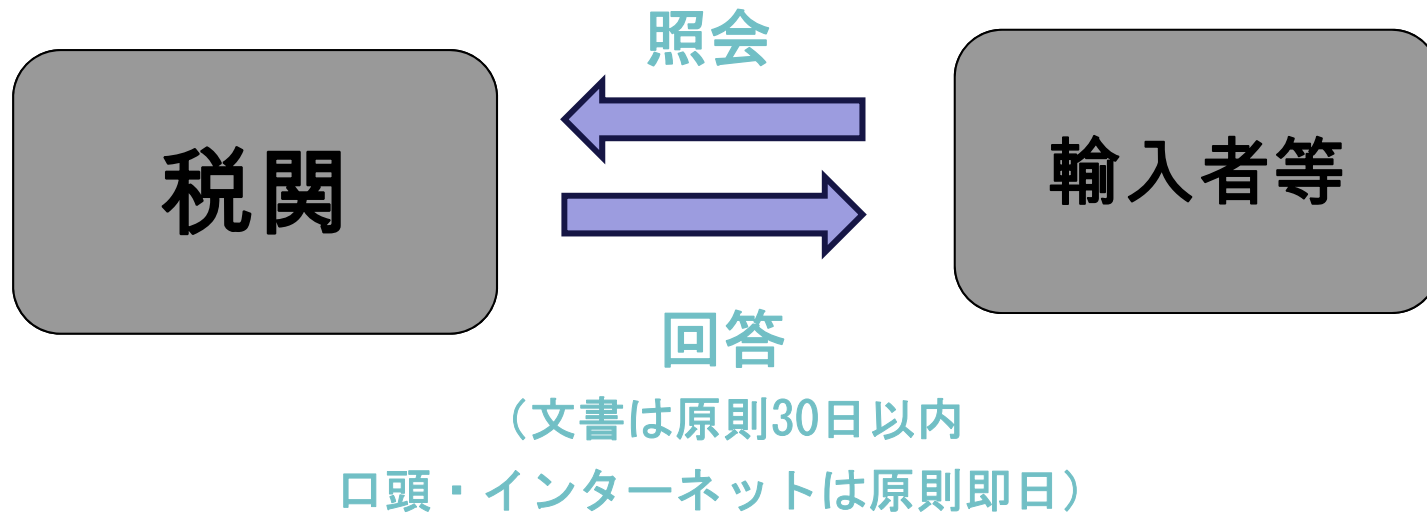
# 目次

I. 原産地規則の概要

II. 自己申告制度について

III. その他

## Ⅲ. 事前教示制度



### 【事前教示制度】

- 貨物の輸入をお考えの方やその他の関係者が、税関に対して、輸入の前に当該貨物の原産地認定の取り扱い(法令の適用・解釈等)についての照会を、原則として文書により行い、文書により回答を受けることができる制度です。
- 輸入予定貨物の原産地の扱い、特惠関税の適用の可否等を事前に知ることができ、原価計算をより確実に行うための一助となり、販売計画等が立てやすくなります。
- また、貨物の輸入通関においてはすでに取り扱いが確定していることから適正かつ迅速な申告が可能となり、結果として早期に貨物を受け取ることができるようになります。
- 税関が発出した回答文書の内容については、発出後最長で3年間、輸入申告の審査の際に尊重されます(法律改正等により取扱いの変更があった場合等を除く)ので、安定的な取り扱いが確保されます。

※口頭による事前教示の照会やEメールによる事前教示の照会(文書による事前教示の照会に準じた取扱いに切り替えた場合を除く。)の場合には、輸入申告の審査の際に尊重される取扱いは行われないのでご注意ください。

### Ⅲ. 参考情報

◆ 日豪EPA条文（原産地規則含む）

外務省ウェブサイト

和文テキスト: [http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22\\_001179.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ep/page22_001179.html)

英文テキスト: [http://www.mofa.go.jp/ecm/ep/page22e\\_000430.html](http://www.mofa.go.jp/ecm/ep/page22e_000430.html)

◆ 適用税率、日豪EPA「自己申告制度」利用の手引き等

日本税関ウェブサイト (<http://www.customs.go.jp>)

豪州税関ウェブサイト (<http://customs.gov.au/default.asp>)

## Ⅲ. 問合せ先:税関の原産地担当部門

### 【問い合わせ先】

	電話番号	メールアドレス
東京税関業務部総括原産地調査官	03-3599-6528	<a href="mailto:tyo-gyomu-origin@customs.go.jp">tyo-gyomu-origin@customs.go.jp</a>
財務省関税局関税課原産地規則係	03-3581-4111 (代表)	<a href="mailto:gensanchi@mof.go.jp">gensanchi@mof.go.jp</a>

税関	電話番号	メールアドレス
函館税関業務部原産地調査官	0138-40-4256	<a href="mailto:hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp">hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp</a>
東京税関業務部原産地調査官	03-3599-6527	<a href="mailto:tyo-gyomu-origin@customs.go.jp">tyo-gyomu-origin@customs.go.jp</a>
横浜税関業務部原産地調査官	045-212-6174	<a href="mailto:yok-gensanchi@customs.go.jp">yok-gensanchi@customs.go.jp</a>
名古屋税関業務部原産地調査官	052-654-4205	<a href="mailto:nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp">nagoya-gyomu-gensanchi@customs.go.jp</a>
大阪税関業務部原産地調査官	06-6576-3196	<a href="mailto:osaka-gensanchi@customs.go.jp">osaka-gensanchi@customs.go.jp</a>
神戸税関業務部原産地調査官	078-333-3097	<a href="mailto:kobe-gensan@customs.go.jp">kobe-gensan@customs.go.jp</a>
門司税関業務部原産地調査官	050-3530-8369	<a href="mailto:moji-gyomu@customs.go.jp">moji-gyomu@customs.go.jp</a>
長崎税関業務部原産地調査官	095-828-8665	<a href="mailto:nagasaki-gensanchi@customs.go.jp">nagasaki-gensanchi@customs.go.jp</a>
沖縄地区税関原産地調査官	098-862-8692	<a href="mailto:oki-9a-bunrui@customs.go.jp">oki-9a-bunrui@customs.go.jp</a>